二戸市監査委員公表第１号

地方自治法第１９９条第 1 項、第５項及び第７項の規定に基づき、監査（平成２１年度政務調査費）を実施したので、同条第９項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

なお、佐藤純監査委員は、地方自治法第 199 条の 2 の規定により、本監査については除斥されました。

平成２２年　８月２５日

二戸市監査委員　梅　原　龍　雄

別　紙

１　監査年月日

平成２２年　７月　２日

２　監査対象事項

平成２１年度の政務調査費交付金に係る出納事務、その他関係事務の執行状況

政務調査費交付金

３　監査の方法

監査にあたり、あらかじめ提出を依頼した監査調書等をもとに政務調査の執行状況について、職員から説明を聴取しながら監査を実施した。併せて、収支報告書、証拠書類などの関係書類の精査・突合を行なった。

４　監査の結果

平成２１年度に支出された政務調査費については、支出の根拠となる市の条例及び規則に基づいて監査を実施したところ、概ね適正に執行されていると認められた。